令和４年度　事業計画

１　新型コロナウイルス対策を講じた相談活動の推進

　　新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、感染防止対策の徹底を図りながら、相談活動を推進する。

（１）電話相談

　　　毎週月～金曜日までの10：00～16：00までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員による電話相談を行う。

　令和３年度６月よりシフト形態を変更して、10：00～13：00、13:00～16：00の二部制とし、活動費の値上げを図っている。

（２）面接相談

　　　前年度同様、新型コロナ禍において、面接相談を躊躇する相談者に対しても安心して相談に来所してもらえるよう、マスク着用、アクリル板の設置、定期的な換気、消毒液の設置など、新型コロナ感染防止対策を徹底して面接相談事業を実施する。

　　　また昨年度オンライン環境が整備されたことも鑑み、オンラインによる面接相談の実施も検討していく。

（３）直接的支援

　　　前年同様、新型コロナウイルス感染防止対策を実施した上で、長野県警察本部犯罪被害者支援室はじめ、関係機関と連携をとりながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い活動を推進するとともに、必要に応じて代理傍聴、関係機関との連携による支援活動を展開する。

２　支援員の育成・スキルアップのための研修等の実施

1. オンライン研修の推進

　新型コロナ感染拡大状況を見ながら、オンライン形式の研修を視野に、どこにいても継続して研修に参加できるよう研修の充実化を図る。

（各月の研修計画は、別紙のとおり）

（２）全国研修（質の向上研修）への参加

前年度は、質の向上研修関東甲信越ブロックにおいて本県が担当県となったことから、全国ネットワークやブロック理事等とカリキュラムの検討を行ったが、上半期は新型コロナウイルスの感染拡大に伴って中止になったものの下半期はオンライン開催となった。令和４年度は山梨県が担当県となるが、積極的に参加していく。

（３）若者の理解の促進と活動の定着化

　　　清泉女学院大学との業務提携協定に基づき、研修の受け入れや各種広報活動への積

　　極的参画を促す。

（４）ボランティア養成講座の実施

　　　ボランティア養成講座の実施については、事務局の体制上の問題等から本年度は見

　　送ることとする。

３　「長野県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）制定に伴う活動の推進

令和４年２月県議会において可決・成立した「長野県犯罪被害者等支援条例」が本年４月１日に施行されたことに伴い、当センターとして、長野県をはじめ、県警や関係機関・団体との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者支援を推進していく。

（１）総合的な支援体制への連携・協力

長野県が行う総合的支援体制の中で、当センターとして県をはじめ県警や関係機関・団体が行う犯罪被害者等への支援内容を確認の上、被害者支援を行って行く。その中で、当センターに対する経済的支援の要望や人材育成のための研修への参画を促していく。また、大規模事案等を念頭に、犯罪被害者等への円滑な支援ができるよう県や県警等との連携・協力を図る。

（２）相談・情報提供の充実

　　　犯罪被害者等が県条例で規定された施策による支援がうけられるよう、個人情報の

　　保護に配意しつつ連携・協力していく。また、早期援助団体として県警警務部警務課犯

　　罪被害者支援室を経由して情報提供のあった事件については、連携を密にしながら適

　　切に対応していくとともに、各警察署単位の連絡協議会等を通じて人材を派遣するな

　　ど「顔の見えるセンター化」を推進する。

（３）早期回復、生活再建に向けた支援に対する連携

長野県が条例に基づいて行う各種具体的支援の内容や県警が行う支援の内容を確認すると共に必要に応じて連携を図っていく。

（４）県民の理解の推進

県条例の具体的施策の内容等について県民の理解を深めるために作成された資料や「被害者支援ノート」等の活用を図ると共に、教育委員会や県警が行う人権教育や「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣依頼があった場合は協力していく。

４　財政基盤の向上

（１）賛助会員の維持向上

　　　県条例制定に伴い、県からの補助金、県下市町村からの統一基準による負担金、個人

　　及び法人賛助会員の維持向上に努める。

（２）寄付型自動販売機設置及びホンデリング活動の更なる促進

　　　前年に引き続き、寄付型自動販売機の設置促進やホンデリング活動等を積極的に推進していく。

（３）各種助成金事業への積極的な申込みの実施

　　　本年度は、赤い羽根募金に応募して、犯罪被害者等へ配布するアメニティセットの購入を図るなど、各助成金事業の内容を吟味した上で、当センターの活動に合致するものと認められる助成事業には積極的に申し込みを行う。

５　その他

（１）相談員に対する経済的処遇の改善

　　　相談員が行う面接や付添い支援等には、打ち合わせ等の諸準備のほか精神的負担も

　　増大していることから、現在活動費として支給している面接1回2000円を3000円に、

　　裁判所等への付添いや代理傍聴1回3000円を4000円にそれぞれ引き上げる。

（２）広報紙と各月の活動状況のタイムリーな発刊

　　　広報紙「TOGETHER」の発行のほか、総会時にまとめて会員に配布していた各月の

　　活動状況について、適宜の発刊に努める。

（３）事務局備品の充実化

　　　マスコミ広報等の効果的活用を図るための当センターのバックパネルの購入やコピ

　　ー機の新たなリース契約による配置、オンライン研修を効果的に行うためのWiFiルー

　　ターの購入等事務局備品の充実化を図る。